

令和 6・7 年度 学校給食物資納入事業者登録手順

市が発注する学校給食物資（以下「物資」という。）の納入に関しては、学校給食の安全安心な提供を行うため、物資の品質や安定的な供給を確保する必要があることから、物資の納入事業者の登録について次のとおり定める。

物資を納入しようとする学校給食物資納入事業者（以下「業者」という。）は、学校給食を理解し、その公共性を認識するとともに協力的である場合に限り、業者の登録を行うことができるものとする。

この業者の登録は、その他通常の契約における業者登録とは別であり、物資を納入するためには必ず次の手続きを要する。なお、この登録は定常的な受注を確約するものではない。

1. 業者の資格及び責務

業者は、安全で衛生的かつ新鮮、良質な食材を納入するものとし、次に掲げる事項を履行するものとする。

- （１）物資の生産、仕入れから保管、配送に至るまで安全と衛生管理が徹底され、従業員の健康管理が十分に行われていること
- （２）納税義務が履行されていること
- （３）業者の所在が原則市内にあり迅速で確実な連絡や緊急対応ができること
- （４）２年以上の事業実績があること
- （５）食品に関する法律及び諸規定が遵守されており、保健所の食品衛生監視が必要な事業者にあつては食品衛生監視を毎年受け指摘事項に誠実に対応していること
- （６）必要発注量を、別表１に掲げる期限・場所へ確実に納入でき、不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること
- （７）物資の内容配合表、細菌検査表、放射能検査表を必要に応じ提出できること
- （８）物資の納品は別表１に掲げるとおりとし、別表１に記載の納入場所で学校への納入指定がある物資については、別表２に定める各学校へ配送すること

2. 申請手続き

業者の登録をしようとする者は、次に掲げる申請書類のうち、市が必要と認めるものを添えて提出しなければならない。

- （１）新城市学校給食物資納入事業者登録申請書（全ての事業者）（様式１-１）
- （２）営業内容概要書及び施設設備状況書（全ての事業者）（様式１-２、１-３）
- （３）食品衛生法の営業許可証の写し（営業許可が必要な事業者）
- （４）保健所の食品衛生監視票の写し（保健所の食品衛生監視が必要な事業者）
- （５）納税証明書（未納がない証明書）（国税・県税・市税）（全ての事業者）

ア 国税（本店所在地を管轄する税務署で発行）

（ア）法人 納税証明書「その３の３」法人税、消費税及び地方消費税

（イ）個人 納税証明書「その３の２」申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 県税（本店所在地を管轄する県税事務所で発行）

（ア）法人 県税事務所発行の納税証明書

(法人県民税、法人事業税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含む)及び自動車税種別割)

(イ) 個人 県税事務所発行の納税証明書(個人事業税及び自動車税種別割)
ウ市税(新城市役所税務課で発行)

法人及び個人 滞納のない証明書

(申請者に納税義務がある全ての税目に対する「滞納のない証明書」)

※国税・県税・市税のいずれかについて納税義務がない場合は、該当項目の「納税義務がないことの申出書」(様式2)を提出すること。

(6) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身元(身分)証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

3. 申請受付期間

申請書類の受付は、令和6年2月1日から令和6年2月29日までとし、2年ごとに定時受付を行う。ただし、定時受付の申請受付期間外においても随時受付することができることとする。

【定時受付申請】

受 付	令和6年2月1日	～	令和6年2月29日
有効期間	令和6年4月1日	～	令和8年3月31日

【随時受付申請】

受 付	令和6年4月1日	～	令和8年3月31日
有効期間	審査終了後	～	令和8年3月31日

4. 申請書類提出先及び提出部数

申請書類の提出先及び問い合わせ先は次のとおりとし、提出部数は登録に必要な申請書類を揃え1部提出とする。また申請書類の提出は、郵送または持参とする。

・〒441-1306 新城市川路字萩平1番地158

新城市学校給食センター(教育委員会 学校給食課)

5. 業者登録

(1) 市は、提出された申請書類の審査及び必要に応じ現地調査を実施し、業者の資格を有し責務を果たすことが見込めると判断できるものを新城市学校給食物資納入事業者として登録する。

(2) 登録した業者に対し新城市学校給食物資納入事業者登録証を交付する。

(3) 随時受付をした際の登録の有効期間は、定時登録有効期間の末日までとする。

6. 契約

市は、業者登録を行った業者と別に定める契約書により物資納入契約を締結する。この契約は、実際に物資を納入するか否かにかかわらず、共同調理場等に納入を希望する全ての業者を対象とする。

7. 登録の取消し

(1) 登録業者名簿に登録された後に、業者が次のいずれかに該当することになった場合は登録を取り消す。

ア 資格要件に該当しなくなったとき。

イ 申請の内容（添付書類を含む）に虚偽の記載があったとき。

ウ 成年被後見人・被保佐人又は破産者となったとき。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用される同令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当することが判明したとき。

オ 前各号に掲げるもののほか、市が登録業者として不適当と認めたとき。

(2) 既に物資を納入することが決まっていた場合でも、上記ア～オに該当することとなった場合は、納入を停止することがある。この場合において、発生した損害は市では補償しない。

8. その他

申請に当たっては、業者名簿に登録された場合は、市がそれを公表することについて同意したうえで行うこと。なお、公表する項目は事業者の名称、住所、代表者職氏名、連絡先、納入を希望する品目を原則とする。

別表 1

区分		登録品名	納入 場所	物資 納入期限
A	一般物資	冷凍品（食肉加工品）	セ	前日まで
		冷凍品（魚介類）	セ	前日まで
		冷凍品（野菜類）	セ	前日まで
		練り製品	セ	当日に限る ただし指示した物資は 前日も可とする
		デザート類（冷凍）	セ・学	前日まで
		デザート類（冷蔵）	セ・学	前日まで
		チーズ、小魚等の小袋類	セ	前日まで
		乾物類	セ	前日まで
B	市内生産、製 造、加工物資	肉類	セ	当日に限る
		豆腐類	セ	当日に限る
		こんにゃく類	セ	当日に限る ただし指示した物資は前 日も可とする
		鶏卵	セ	当日に限る
C	市内事業者 取扱い物資	農産物（Dに記載の農産 物を除く）	セ	原則当日に限る ただし指示した物資は 前日も可とする
		酒、みりん等の調味料	セ	前日まで
D	基本物資	米、パン、麺、牛乳 （米は各共同調理場、そ れ以外は各学校へ納品）	セ・学	当日に限る
	農協・地元生産 者団体取扱い地 場産農産物	地場産農産物	セ	原則当日に限る ただし指示した物資は 前日も可とする

※納入場所）各給食センターへ納品・・・セ、各学校（別表2）へ納品・・・学

※当日）市が給食物資として使用する日として指定した日

※前日）当日の1日前（土日の場合は、直近の共同調理場稼働日）

別表 2

1	新城小	新城市字西入船76	11	東陽小	新城市大野字小林70
2	千郷小	〃 杉山字前野4-1	12	鳳来東小	〃 川合字コシ75-1
3	東郷西小	〃 平井字東原37-1	13	作手小	〃 作手高里字縄手上32
4	東郷東小	〃 八束穂404-2	14	新城中	〃 字滝ノ上1
5	舟着小	〃 日吉字小袋13	15	千郷中	〃 杉山字道目記24
6	八名小	〃 富岡字半ノ木15-1	16	東郷中	〃 竹広字宮川162-2
7	庭野小	〃 庭野字川大田33	17	八名中	〃 富岡字萩平野3

8	鳳来中部小	〃 長篠字竹田14	18	鳳来中	〃 長篠字仲野1
9	鳳来寺小	〃 玖老勢字大栗平1	19	作手中	〃 作手高里字ブツ田5
10	黄柳川小	〃 下吉田字五反田187-1			

参考 登録関係書類一覧

提出書類		法人	個人	備 考
①	新城市学校給食物資納入事業者登録申請書	○	○	新城市指定様式（様式 1 - 1）
②	営業内容概要書及び施設設備状況書	○	○	新城市指定様式（様式 1 - 2、1 - 3）
③	食品衛生法の営業許可証の写し	○	○	知事又は保健所長発行の許可証 （営業許可が必要な事業者のみ）
④	保健所の食品衛生監視票の写し	○	○	保健所発行の食品衛生監視票
⑤	納税証明書（国税） （未納がないことの証明） 【本店所在地管轄の税務署で発行】	○		法人税、消費税及び地方消費税 （その 3 の 3）
			○	申告所得税、消費税及び地方消費税 （その 3 の 2）
	納税証明書（県税） （未納がないことの証明） 【本店所在地管轄の県税事務所で発行】	○		法人県民税、法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割
			○	個人事業税及び自動車税種別割
⑥	登記事項証明書	○		法務局で発行
	身元（身分）証明書		○	本籍地で発行
⑦	その他市長が必要と認める書類	○	○	

【注意事項】

- 1 個人・法いずれか該当する側の○印の書類を提出すること
- 2 提出書類は、番号順に綴じ 1 部提出のこと
- 3 ③は申請時において有効期間内のものとする【複写可】
- 4 ④は申請日前 1 年以内のものとする。【複写可】
- 5 ⑤は申請日前 3 ヶ月以内のものとする。【複写可】
- 6 ⑤の提出書類のうちいずれかについて納税義務がない場合は、該当する税目の「納税義務がないことの申出書」（様式 2）を提出するものとする。